

# キルギス基本法制について（2）<sup>1</sup> ～キルギス民法～

法務省大臣官房国際課  
高 橋 一 章

## 第1 はじめに

本稿では、キルギス共和国民法及び民事訴訟法（以下それぞれ「キルギス民法」及び「キルギス民訴法」という。）について概観するとともに、若干の検討を加える。

## 第2 キルギス民法典<sup>2</sup>概観

キルギス民法典全体の構成としては、大きく民法典第1部と第2部と分かれており、それぞれ法典化されている。つまり、1つの民法典の中で2つの部に分かれているのではなく、2つの民法典があり、そのうちの一方が第1部、他方が第2部となっている。第1部については1996年、第2部については1998年にそれぞれ制定されている。第1部及び第2部をあわせて1208条まで規定が存在しており、それにおいて規定されている内容は以下のとおりである。

### 【民法第1部】

#### 第1節 総則（1条～207条）

第1章	民法関係規則
第2章	権利義務の発生・権利の履行と保護
第3章	権利の客体
第4章	市民（個人）
第4章－1	農民世帯
第5章	法人格
第6章	国家が民事関係に関与する場合の規制
第7章	取引
第8章	代理・委任
第9章	期間・時効

#### 第2節 所有权及びその他の財産権（222条～295条）

第10章	総則
第10章－1	土地の所有权及び（それに付随する）その他の財産権

<sup>1</sup> 本稿は、拙稿「キルギス基本法制について(1)」ICDニュース102号（<https://www.moj.go.jp/content/001444242.pdf>）に続くものである。

<sup>2</sup> なお、本稿における民法典の情報は、令和7年2月に実施したキルギス共和国との共同研究において、研究員から提供を受けた英語に翻訳された民法の内容を前提としている。また、提供を受けた民法典は、2025年2月改正まで反映されているものである。

第11章	居住用建物の所有権及びその他の権利
第12章	所有権の取得
第13章	共同所有権
第14章	所有権の終了
第15章	財産権の保護
第3節 契約（一般規定）（296条～414条）	
第16章	債務の意義と当事者
第17章	義務の履行
第18章	債務名義人の変更・債務の譲渡
第19章	義務の施行確保
第20章	義務違反に対する責任
第21章	債務の終了
第22章	契約総則

## 【民法第2部】

第4節 特定の種類の契約（415条～1036条）	
第23章	売買
第24章	交換
第25章	贈与
第26章	年金契約を伴う賃貸借
第27章	賃貸借
第28章	居住用建物の賃貸借
第29章	使用貸借
第30章	請負
第31章	有償役務提供
第32章	輸送
第33章	貨物運送
第34章	消費貸借
第34章－1	イスラム金融原則に基づく取引及び契約
第35章	金銭債権譲渡による融資
第36章	銀行預金
第37章	銀行口座
第38章	(銀行預金及び銀行口座に係る)支払い
第39章	代理
第40章	事務管理
第41章	手数料
第42章	代理店
第43章	財産権の信託

第44章	ビジネスライセンス（フランチャイズ）
第45章	保管
第46章	保険
第47章	パートナーシップ
第48章	入札
第49章	公示によって約束された報酬の支払
第50章	賭博・宝くじ
第51章	損害賠償義務
第52章	不当利得による債務
第5節 知的財産権（1037条～1117条）	
第53章	総則
第54章	著作権
第55章	著作隣接権利
第56章	工業所有権
第57章	植物の新品種及び動物の新品種に関する権利
第58章	未公表情報の不正使用からの保護
第59章	商号・商標・地理的表示等による個別化
第6節 相続（1118条～1166条）	
【省略】	
第7節 国際私法（1167条～1208条）	
【省略】	

### 第3 若干の検討

#### 1 日本民法に定めのない規定等

- (1) 上記の各章をみると、例えば「農民世帯」にみられるように、現行日本民法にはそもそも置かれていない規定がある。上記「農民世帯」のほか、「国家が民事関係に関与する場合の規制」、「イスラム金融原則に基づく取引及び契約」、「銀行預金」、「銀行口座」などである。
- (2) それぞれの条文の内容をみると、まず、農民世帯の章には、最初に農民世帯の概念が定義されている（82条1項）。これによると、農民世帯とは、法人格をもつ、または法人格を持たずに活動を行う独立した経済主体で、その活動は主に農産物の生産に共同で従事する一家族の構成員、親族、その他の人々の個人的労働に基づいており、農民農家の構成員が共同所有に基づいて所有する、または使用（リース）を受ける土地およびその他の財産を基盤としているものをいうとする。

そして、農民世帯は法人格を有する場合には司法当局によって登録され、法人格を有していない場合には個人事業主として登録されなければならない（82条の2第2項）。また、農民世帯の財産は構成員による共同所有が原則であるとされてい

る（82条の3）。

- (3) 次に、国家が民事関係に関与する場合の規制に関する条文をみると、キルギス共和国は市民及び法人と対応な立場で民事に係る法律関係を有することができ、その場合には特別の定めがない限り民法を含む民事関係法令が適用される（168条1項及び同条2項）。

国家は、その行為を通じて財産的及び非財産的権利及び義務を取得する主体となりえるほか、法律が定める場合には私的法人及び市民も国に代わって行動することができる（169条1項及び2項）。また、国家は、その所有する財産によってその義務を履行する責任を負う（170条1項）。ただし、国家と国家が設立した国営法人との関係については、国家は国営法人の責任を負うことではなく、国営法人についても国家が責任を負うことではないとされている（170条2項及び3項）。国家が締結した契約に基づき、法人の義務に対して保証（連帯保証）を引き受けた場合、または法人が国家の義務に対して保証（連帯保証）を引き受けた場合はこれらの条文の適用はない（同条4項）。さらに、外国法人、外国国民及び外国国家が関与する民事法律関係におけるキルギス共和国の責任は、国内法によって担保された国際条約によって定まるとする（171条）。

- (4) また、「イスラム金融原則に基づく取引及び契約」に関してみると、そもそも、イスラム法学（＝フィクフ〔fiqh〕）は、イスラムの聖典であるクルアーン（Qur'an）及び預言者ムハンマドの範例・慣行を指すスンナ（Sunna）という二大法源から、イスラム学者（＝ウラマー〔ulama〕）の解釈により形成されてきたとされる<sup>3</sup>。一般に、イスラム法（Islamic law）といわれる場合、それは、上記の法源において示される啓示法たるシャリア（Shari'a）と、人間によるその「理解」であるフィクフの、2つを意味する。フィクフは、人間による神の法が何たるかについてのあり得る仮説でしかないため、不变であるシャリアとは異なり、「不完全で、複数あることもあり得、不確実で、変化し得る」とされる。そして、イスラム法においては、イスラム学者のみが、何が法かを知ることができるとされる。そのため、一般的なイスラム教徒は、ある行いについてイスラム法上の疑義が生じた場合、イスラム法上の法律意見なし法学裁定（＝ファトワー〔fatwa〕）を下すイスラム法学者（＝ムフティー〔mufti〕）に、シャリアの解釈に関する意見を求めることが期待されるという。

このようなことから、イスラム法全般として法適用の予測可能性が担保できないという評価をされることが多かった。しかしながら、2000年代以降、イスラム金融の国際的な発展を下支えすべく、イスラム金融のルールに関する国際的な規模での標準化が行われてきたといわれている。

このような観点でみると、キルギス民法は明文でイスラム金融のルールについて

<sup>3</sup> 以下のイスラム法に関する記述は、加藤紫帆「我が国裁判所におけるイスラム金融をめぐる国際民事紛争の解決」都法63巻1号（2022年7月）231頁から241頁による。

定めており、法的予測可能性についてはその限りで保たれないと評価しうる。1つ1つの契約類型についての詳細な紹介は避けるが、キルギス民法では、イスラム金融に関連して、投資家が資金提供する場合のムダラバ契約（738条以下）、銀行が資金提供する場合のムラババ契約（738-9条以下）、複数の当事者が資金を拠出しあう形でのパートナーシップ契約を規律するシャリカ契約（738-16条以下）などそれぞれの契約類型に関する規律を定めている。

ただし、そもそもこのようなイスラム金融のルールが適用されるのがどのような場面かについては、「銀行と金融のイスラム原則の分野における関係の詳細は、キルギス共和国の規範的な法律により規定される（1条）」とするのみで民法上は判然としない。

(5) さらに、「銀行預金」及び「銀行口座」についてみると、キルギス民法749条によれば、銀行預金とは、「収入の保管および受領を目的として、個人および法人が銀行に預け入れる自国通貨または外国通貨建ての資金」と定義される。そして、当該預金業については、同法750条1項により、キルギス共和国国立銀行が発行したライセンスに基づいて営業し、銀行の預金保護システムに参加している銀行及びキルギス共和国国立銀行から適切なライセンスを取得したその他のノンバンクの金融・信用機関にのみ属し、国立銀行が定める制限を考慮すると規定される。

そのうえで、銀行預金契約とは、預金者から、又は預金者のために受け取った金銭（預金）を銀行が受け入れるにあたり、契約によって規定された条件および方法で、預金者に当該金額およびその利息、または別の形態の収入を支払うことを約束するものをいうとされる。（キルギス民法751条1項）。そして当該契約は、預金者がキルギス国民である場合、公的契約である旨定める（キルギス民法751条2項）。

また、関連して銀行口座契約とは、ライセンスを有する銀行が、顧客（口座所有者）のために開設された口座に入金された資金を受け入れ、入金すること、口座から対応する金額を送金および発行する顧客の指示を実行すること、および口座に関するその他の業務を実行することを約束することを内容とするものと定める（760条1項）。そして、銀行は、銀行口座にある顧客の資金を使用することができ、口座にある金額の範囲内でこれらの資金をいつでも自由に処分する権利を保証する（760条2項）。なお、銀行口座の契約に基づき、資金がないにもかかわらず銀行が口座から支払いを行った場合や口座への入金を行った場合、銀行は当該支払いの日から対応する金額の融資を顧客に行ったとみなされる（766条1項）。

(6) その他、例えば、第5章の法人格の規定には、それぞれの法人の形態についての規定があったり（105条以下）、第5節におかれている知的財産、第7節におかれている国際私法に関する規定があったりするが、これらも現行日本民法との違いとみることができる。また、個別に章立てされていないものの、キルギス民法においては、有価証券について定め（38条から49条）、各有価証券（債券、小切

手、為替手形、株式、船荷証券等）についての規定をおくなどしており、この点も現行日本民法との違いとして指摘できると思われる。

## 2 財産権にまつわるキルギス民法の規定の概要

(1) 本稿において、キルギス民法に定めるそれぞれの規定内容が日本民法とどのように異なっているのかを詳細に見ていくことは容易ではなく、今後継続される共同研究の1つのテーマとして検討されることを期待したい。ここでは、財産権にまつわる規定を概観するにとどめる。

### (2) 法的行為の主体に関して

キルギス民法には、国民の完全責任能力を18歳以上の成人に認めている（56条1項）。なお、いわゆる婚姻による成人擬制も認めているため（56条2項）、18歳未満であっても婚姻した時点で完全責任能力を有することになる。

日本とは異なり、キルギス民法の場合、年齢の幅を区切ってそれに可能な法律行為の種類を定める。具体的には、14歳未満の児童が行うことのできる法律行為（63条）、14歳から18歳までの未成年者が行うことができる法律行為（61条）をそれぞれ規定し、各年代で可能な法律行為を定めている。また、いわゆる責任無能力者に関しては、64条によって、精神障害のため自分の行動の意味を理解したり、それを制御したりすることができない場合は、裁判所によって無能力者と宣告されることがあり、その場合、裁判所の決定により、後見制度が確立されると規定する。

なお、ここでは国民と訳しているが、キルギス民法には、市民、法人、国家のほか法律で特別の定めがない限りにおいて、外国人、無国籍者、外国法人にも民法が適用されると定められているため（1条3項）、キルギス国民以外の民法による保護を除外しているわけではない。

### (3) 財産権の種類等に関して

キルギス民法は、権利の対象となる財産権の種類として、物（貨幣、有価証券を含む）、仮想資産、その他の財産、著作物およびサービス、保護された情報、知的活動の成果およびそれに準ずる個性識別手段（知的財産）、その他の有体・無体の資産が含まれると定める（22条）。そして、これらの財産権は、法律によって除外されない限り、又はその流通に制限が課されてない限りにおいて、自由に他者に譲渡または移転できるとする（23条1項）。また、譲渡等が制限される場合には、法律において明示されなければならないとする（23条2項）。同条において明示されているものとしては一身専属権といえるような権利（23条3項）はその譲渡ができないとしているほか、土地については土地法、仮想通貨については仮想通貨を規制する法令によって定める限度での譲渡が認められるものとされている（23条4項及び5項）。

また、財産権の典型である所有権についてみると、所有権とは、立法行為によっ

て認められ保護される主体の権利であり、自らの財産を所有し、使用し、処分することを自己の裁量により行う権利をいうとされ（民法222条1項）、所有者は、自己の財産に対して、所有・使用・処分の権利を有すると定める（同条2項）。ただし、財産権のうち不動産のなかで牧草地については、キルギス民法233条1項により、個人での所有権は認められていない。

所有者は、自己の財産に関して、法令に反せず、他人の権利および法的に保護される利益を侵害しない限り、自己の裁量によりいかなる行為も行う権利を有しており、これには、財産を他人に譲渡すること、所有者の地位を保持したまま、所有・使用・処分の権限を他人に移転すること、財産を担保に供すること、その他の方法で財産に負担を課すこと、財産を処分することが含まれるとする（同条3項）。特に、土地に関しては、土地の所有・使用・処分は、その流通が法令により認められる範囲において、他人の権利および正当な利益を侵害せず、環境に損害を与えない限り、所有者によって自由に行われるものと定める（同項後段）。

関連して、キルギス民法では国家に関する所有権についての定めをおく。キルギス民法225条によれば、国家は、その機能を遂行するために必要なあらゆる財産を所有することができ、国家財産は、国家の財政資産および規範的法令に基づき国営企業や国家機関に割り当てられた財産から構成される。国家予算資金、金準備、国家が排他的に所有する対象（例えば、土地、地下資源、水域、領空、森林、動植物、すべての天然資源）、及び国営企業や国家機関に割り当てられたその他の国家財産は、キルギス共和国の国家財政資産を構成するとし、国家所有の財産は、国営企業には経済的管理または業務的管理の形態で、国家機関には業務的管理の形態で割り当てられる。

#### (4) 取引（Deal）に関する規定について

キルギス民法は、上記のとおり、第7章に取引（Deal）という章をおいているが、その規定内容を踏まえると日本現行民法の「法律行為」に関する一般事項を定めているものと評価できる。

ここにおいて、取引とは、権利義務の成立・変更・消滅を目的とする行為であると定義されている（172条1項）。そして、取引は当事者の意思表示による当事者の合意によって行われる（172条3項、4項）。取引は口頭によることも可能であり（175条1項及び2項）、また、書面で締結された契約の履行における取引について、当事者の合意により口頭で締結することもできる（175条3項）。

取引は以下の事由がある場合には無効と定められている。例えば、故意に公共の利益および国家の利益に反する目的で締結された取引（187条）、架空および偽装取引（188条）、無能力と認められた市民が締結した取引（189条）、14歳未満の児童が締結した取引<sup>4</sup>（190条）、裁判所によって法的能力が制限された市

<sup>4</sup> なお、関連して、14歳から18歳までの児童が、父母、養父母または後見人の同意を得ずに締結した取引は、この法典に従ってその同意が必要とされる場合、父母、養父母または後見人の訴えにより、裁判所が無効と宣告することが

民が締結した取引（192条）、いわゆる錯誤による取引（196条）、詐欺・脅迫等の手段を用いた取引（197条）などが挙げられている。

それぞれの事由によって取引が無効となる場合の第三者との利害関係の調整については個別には規定されていないものの、第15章「財産権の保護」のなかにある291条において、財産が、その財産を処分する権利を有しない者から対価を得て取得され、そのことを取得者が知らず、また知ることができなかった場合（善意の取得者）、元の所有者は、財産の紛失、盗難、又はその意思に反して他の方法で占有を離れた場合に限り、この財産を取得者の所有から取り戻す権利を有すると定め

（同条1項）、善意の買受人は、法的効力を生じた裁判所の決定により、第1項に定める根拠に基づいて、当該財産が元の所有者または当該財産が所有権移転された者の所有から離れたことが立証されるまでは、対価を伴う取引において当該買受人が受領した財産の所有者であるとする（同条2項）。ただし、財産を処分する権利を持たない者から「無償で」財産を受け取った者は、善意の買受人とはみなされない（同条3項）。

なお、取引の対象が不動産である場合には、そもそも不動産の民事上の権利義務の発生・変更・消滅に係る取引は登録が必要であるとされている（民法25条、180条）。そして、当該登録をしていない取引は無効と定められている（民法181条）ところであり、不動産取引に関してはこの登録によって取引の安全がはかられているということができる。

#### （5）担保権の規定に関して

キルギス民法は、債務の履行は、違約金、質権、留置権、保証、保証契約、手付金、その他法令または契約により定められた方法によって担保することができる（319条1項）と規定し、主たる債務との関係性について、債務の担保に関する契約が無効であっても、主たる債務の無効を意味するものではないが（同条2項）、主たる債務が無効である場合には、それを担保する債務も無効となるとする（同条3項）。

違約金とは、法令又は契約に定める金額若しくは契約に定めるその他の財産的価値物であって、債務の不履行又は不適切履行があったときに、債権者に支払うか引き渡さなければならないものをいい、この場合、債権者は、損害を受けたことを証明する義務を負わない（民法320条）。質権とは、担保物が担保権者の占有下に移される担保権である（民法324条）。留置権とは、債務者又は債務者の指定する者に引き渡すべき物を占有している債権者において、債務者が期限までにその物の代金の支払義務、費用償還義務その他の損害賠償義務を履行しない場合は、当該債務が履行されるまでの間、その物を留置することができる権利をいう（民法342条）。保証とは、保証契約に基づいて、保証人において、他人の債務履行に

---

できると定められている（民法191条）。

つき、その債権者に対し、債務の履行について、全面的に、又はこの者と連帶して部分的に責任を負うことをいう（民法343条）。保証により担保される債務の不履行、不適切履行においては、保証人と債務者は債権者に対して連帶して責任を負うが、保証契約に補充責任ということが決められている場合はこの限りではない（民法344条）。手付とは、契約交渉当事者の一方が他方当事者に交付する金銭で、契約により他方に支払うべき金額の内金とされ、契約締結の証拠及び契約履行の担保となるものをいう（民法354条）。

なお、抵当権についてはキルギス民法上には規定はないものの、別途キルギス担保法によって抵当権が認められているところである。

#### (6) 債務不履行責任に関して

キルギス民法によれば、債務不履行責任に関し、義務を履行せず、または不当に履行した者は、法律または契約により他の責任事由が定められている場合を除き、過失（故意または過失）がある場合に責任を負うと定める（356条1項）。他方、企業の活動の過程において義務履行を行った場合には、不可抗力、すなわち与えられた条件下での異常かつ不可避な状況により適切な履行が不可能であったことを証明しない限り、責任を負うものとすると規定している（356条2項）。

また、両当事者に過失を認めることができる義務違反に関しては、裁判所はそれに応じて債務者の責任額を減額するとともに、債権者が故意または過失により、履行不能または不適切な履行によって生じた損害額の増加に寄与した場合、またはそれらを軽減するための合理的な措置を講じなかった場合、債務者の責任額を減額することとされている（357条1項）。

そして、特に義務の内容が現物債務の履行である場合として、その履行が「不適切であった場合」の損害賠償額の支払いは、法律または契約に別段の定めがない限り債務者の債務の履行を免除するものではない（361条1項）としつつ、その履行が「完全に不履行であった場合」の損害賠償額の支払いは、法律または契約に別段の定めがない限り債務者の債務の現物履行を免除するとする（361条2項）。

さらに、契約等による債務者の義務履行がなかった場合において、債権者は、法令、契約、または義務の本質から別段の定めがない限り、合理的な期間内に、合理的な対価で義務の履行を第三者に委託するか、自ら履行する権利を有し、債務者に対して、発生した必要経費およびその他の損失の賠償を請求する権利を有すると定める（362条）。

損害賠償によって賠償される内容は、キルギス民法によれば、法律または法律に基づく契約に別段の定めがない限り、自己に生じた損害の全額賠償を請求することができるとする（14条1項）。そのうえで、さらに、損害とは、権利を侵害された者がその権利を回復するために支出した、または将来支出すべき費用、財産の喪失または損傷（実損害）、およびその者が通常の民事流通の状況下で権利が侵害されなかつた場合に得られたであろう収益（逸失利益）を意味するとする（14条2

項)。

#### 第4 今後の共同研究の方向性等

本稿で検討したキルギス民法の内容はほんの一部にすぎず、また、あくまでも条文の規定ぶりのみに依拠して検討したものにすぎない。ただ、少なくとも、キルギス民法全体としては、体系的な構造を有しており、民法における基本的な規定は存在していると評価してよいと思われる。確かに、先にみたような有価証券の規定や知的財産権に関する規定など、基本法たる民法に組み入れるよりも個別法として整理する余地がある内容も含まれているが、法整備支援という視点からは必ずしも問題視するようなものではないように考えられる。

また、それぞれ個別の規定内容をみても、民法における最低限規定しておくべき内容は網羅されているようにみえる。そうであるとすると、むしろ、民法典そのものの検討よりは、キルギス民法が具体的にどのように適用されているのかといった実務に焦点を当てた共同研究の方向性があり得るのではないかと思われる。例えば、教室事例を用意するなどし、キルギスの専門家において民法の適用について発表してもらい、その適用の方法や適用結果をみていくことで問題点の洗い出しを行うなどの方法が考えられる。

例えば、上記でみた規定内容によれば、国家それ自体と国営法人の履行義務は相互に関連せず、国家の履行義務に関する責任を国営法人は負わず、その逆もしかりとなっている（170条2項及び3項）。他方、国家は、その機能を遂行するために必要なあらゆる財産を所有することができ、国家財産は、「国家の財政資産および規範的法令に基づき」国営企業や国家機関に割り当てられた財産から構成される（225条）。そうすると、例えば、国営企業が個人と何らかの契約を締結したのち、国営企業において当該契約に基づく履行が困難となり債務不履行による損害賠償が個人から請求される可能性が高くなった時点で、「規範的法令」を改正し当該財産を国家につけかえることで、将来的に国営企業に損害賠償請求がなされたとしても当該請求による財産の流出を回避することが可能になるようにもよめる。現実にこのようなことがなされる事例があるかはおくとしても、1つの例として、このような事例を用いた具体的検討は、今後の共同研究の手法として有益なように思われる。

さらに、本稿でキルギス民法をみた結果、例えば土地や担保については、それぞれ土地法、担保法といった特別法が存在し、それらの特別法により詳細な規定を定めていることが判明したところ、より実務の実態を把握する1つの方法として、土地法や担保法についての情報提供を受けつつこれらの特別法の検討をするというのも意義があるようと思われた次第である。